

佐賀県規則第26号

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立図書館の管理に関する規則（令和2年佐賀県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後														
<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。 ただし、資料調査室及び児童図書閲覧室の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">児童図書閲覧室</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p> <p>(休館日等)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 毎月の最後の水曜日</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	区分	利用時間	略		児童図書閲覧室	略	<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。 ただし、資料調査室、<u>児童図書閲覧室及びこころざしの森</u>の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">児童図書閲覧室</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">こころざしの森</td> <td style="text-align: center;">午前10時から午後6時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p> <p>(休館日等)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 毎月の最後の水曜日 <u>(その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日の直前の休日でない水曜日)</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	区分	利用時間	略		児童図書閲覧室	略	こころざしの森	午前10時から午後6時まで
区分	利用時間														
略															
児童図書閲覧室	略														
区分	利用時間														
略															
児童図書閲覧室	略														
こころざしの森	午前10時から午後6時まで														

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。